

○桑名市建設工事等電子入札実施要綱

平成22年10月1日

告示第169号

改正 平成25年2月26日告示第38号

平成25年7月24日告示第130号

平成26年10月15日告示第197号

平成27年9月25日告示第196号

令和3年6月21日告示第177号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び維持業務（樹木維持業務及び除草業務をいう。）委託並びに測量、建設コンサルタントその他建設工事に係る業務委託をいう。）について、電子入札システム（市の使用に係る電子計算機と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）の実施に当たり、桑名市契約規則（平成16年桑名市規則第55号。以下「規則」という。）、桑名市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成19年桑名市告示第128号。以下「要綱」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(電子入札に使用できるICカード)

第2条 電子入札において使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認定認証事業者」という。）が発行する電子的な証明書（第16条において「電子証明書」という。）を格納したものである。

2 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が電子入札に使用するICカードは、次の各号の要件を満たし、かつ、次条第1項に規定する利用者登録を行ったものでなければならない。

(1) 認定認証事業者が発行するものであること。

(2) 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）で使用できるものであること。

(3) 規則第20条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者（委任を受けた者に限る。以下「代表者等」という。）の名義で取得したものであること。

(4) 落札決定日までにおいて有効なICカードであること。

3 入札手続中であっても、名称又はICカード名義人である代表者等に変更が生じたこと等によるICカードの失効した時点以降は、当該ICカードによる入札参加は認めない。ただし、規則第21条の規定による入札参加資格審査申請書の変更の届出日から2月以内であって、かつ、ICカード使用届出書（様式第1号）を市長に提出したときは、この限りでない。

(利用者登録)

第3条 入札参加者は、あらかじめ前条第2項第1号から第3号までの規定を満たすICカードを使用して、電子入札システムを利用するための利用者登録を行わなければならない。

2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合は、直ちに電子入札システムによる利用者登録変更をしなければならない。

3 前項の場合において、変更する事項が名称又はICカード名義人である代表者等に該当する場合は、変更した事項が記載されたICカードを新たに取得し、第1項に規定する登録を行わなければならない。

(特定建設工事共同企業体における特例)

第4条 入札参加者が建設工事に係る特定建設工事共同企業体（桑名市発注の建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成22年桑名市告示第153号）に定めるものをいう。以下同じ。）の場合は、当該企業体の構成員の代表者が代表者等の名義で取得し利用者登録を行ったICカードにより入札参加するものとする。

(電子入札に参加できる者)

第5条 入札参加者は、入札公告の要件を満たし、かつ、第3条に規定する利用者登録を適正に行っ

た者でなければならない。

- 2 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、当該企業体の全ての構成員が前項の規定を満たさなければならない。

(発注案件登録)

第6条 市長は、入札公告日前までに、電子入札システムへの発注案件登録を行うものとする。

- 2 指名競争入札及び随意契約の場合にあつては、前項中「入札公告日前」とあるのは、「指名通知日前」と読み替えるものとする。

(入札の辞退)

第7条 市長が指定した日時までに入札書の提出がない場合は、当該日時を経過したことをもって入札への参加を辞退したものとみなす。

- 2 入札参加者は、市長が指定した日時までの間は、辞退届を電子入札システムで提出できるものとする。
- 3 前項の辞退届は、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに市に到達したものとみなす。
- 4 天災等の原因によるシステム障害等のやむを得ない事由によりシステムによる辞退届の提出ができないときは、書面による辞退届(様式第2号)を提出することにより辞退できるものとする。
- 5 提出した辞退届を修正又は撤回することはできない。

(開札日時の延期)

第8条 市長は、やむを得ない理由により、入札書の提出期限又は開札日時を延期する必要があるときは、入札参加者に対して、速やかに変更後の入札書提出期限又は開札日時を電子入札システム等により通知するものとする。

(入札書等の提出)

第9条 入札参加者は、電子入札システムにより、市長が指定した日時までに、入札書及び積算内訳書(以下この条において「入札書等」という。)を提出しなければならない。ただし、積算内訳書については、提出を求めないこととした場合は、この限りでない。

- 2 入札書等は、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに市に到達したものとみなす。
- 3 提出した入札書等を修正又は撤回することはできない。

(開札)

第10条 市長は、電子入札システムにより開札を一括して行うものとする。

- 2 市長は、入札参加者のうち開札に立会いを希望する者がいるときは、立ち合わせるものとする。この場合において、当該入札参加者が代理人を立ち合わせる場合は、立会いに係る委任状を提出させるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による立会いのほかに、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障があると認めるときは、当該入札事務に関係のない職員を1人以上立ち合わせなければならない。

(落札決定)

第11条 市長は、落札者を決定したときは、電子入札システムにより、落札者決定通知書を送付するものとする。

(落札決定の保留)

第12条 市長は、要綱に定める事後審査型条件付一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)における落札候補者の資格審査をするときは、落札決定を保留するものとする。この場合において、市長は、落札候補者に対して、電子入札システムにより、落札候補者決定通知書を送付し、要綱第10条に規定する資格審査に必要な資料を電子入札システム又は持参により提出させるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が落札決定を保留する必要があると認めるときは、電子入札システムにより、保留通知書にその理由を記した上で、入札参加者に送付するものとする。

(くじ引きによる落札者等の決定)

第13条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、電子入札システムにおいて入札書の提出日時、入札参加者が任意に設定するくじ入力番号及び電子入札システムが自動的に発行する乱数を基に行う抽選方法(以下「電子くじ」という。)によるくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

- 2 電子くじによる手続が困難な場合は、くじを引くべき入札参加者が、当該開札の立会いをしている場合はその者がくじを引き、立会いをしていない場合は当該入札者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 事後審査型入札の場合にあっては、第1項中「落札者」とあるのは「落札候補者」と読み替えるものとする。

(入札の執行回数)

第14条 入札の執行回数は、1回とする。ただし、予定価格を事後公表する場合は、2回まで執行することができる。

- 2 市長は、前項の場合において、落札者（事後審査型入札にあっては、落札候補者）がないときは入札を打ち切り、入札参加者に対し電子入札システムにより取止め通知書を送付するものとする。

(入札結果の公表)

第15条 電子入札における入札結果については、入札情報公開システム（市が発注する入札案件情報又は開札結果等を電子的に公開するシステムをいう。）において公表するものとする。

(入札の無効)

第16条 電子入札による場合において、規則第15条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 指名競争入札において入札指名通知書を受領しなかった者が行った入札
- (2) 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- (3) 入札金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (4) 入札書に指定された項目を入力せず、若しくは不要な項目を入力し、又は入力が不明確な入札
- (5) あらかじめ指定した日時までに市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされない入札
- (6) 積算内訳書を求めた場合に積算内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額が積算内訳書の合計金額と異なる入札
- (8) 電子証明書の不正な使用があった入札
- (9) 分割で発注した入札のそれぞれの入札に参加しようとする者で、当該入札の落札候補者となった者のその後の入札
- (10) 同日の入札において複数の入札に参加しようとする者が、あらかじめ申請した落札可能な件数の落札候補者となった場合の当該者のその後の入札
- (11) 入札書の提出後において、指名停止等により入札参加資格を満たさなくなった者が行った入札

(紙入札との併用)

第17条 市長は、第9条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、提出期限までに書面による入札書（様式第3号）及び積算内訳書を受領することができる。この場合において、紙入札（電子入札システムを使用せず、書面により行う入札及び開札をいう。以下同じ。）による参加を希望する者は、紙入札方式参加承認申請書（様式第4号）により市長の承認を得なければならない。

- (1) 指名競争入札において、電子入札システムの利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受け、かつ、ICカードを取得していないため本市の電子入札システムへの利用者登録を直ちに行えないとき。
- (2) ICカードが失効又は破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請をしているとき。
- (3) 名称又はICカード名義人である代表者等の変更により、ICカードの再取得の申請をし、準備中のとき。
- (4) 天災等の原因によるシステム障害等により電子入札での参加ができないとき。
- (5) 入札参加者の使用する電子計算機が故障したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があると市長が認めたとき。

(紙入札と併用した電子入札の開札)

第18条 市長は、紙入札と併用した電子入札案件を開札する場合は、あらかじめ紙入札として、受領した入札書に記載された金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録し、第10条の規定により開札するものとする。

2 紙入札により入札に参加した者であって、くじ入力番号を入札書に記載しなかった者のくじ入力番号は、000（ゼロゼロゼロ）とする。

（電子入札における帳票）

第19条 電子入札による場合は、電子入札システムにより印刷された帳票を、規則及び要綱に規定する様式とみなす。

（その他）

第20条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年2月26日告示第38号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月24日告示第130号）

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年10月15日告示第197号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月25日告示第196号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月21日告示第177号）

この告示は、公布の日から施行する。

I Cカード使用届出書

(宛先) 桑名市長

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

このたび、桑名市入札参加資格者名簿の登録内容変更に伴い、電子入札に係るI Cカードを更新することとなりました。現在、新カード取得の途中で、旧カードの使用を届け出ます。

記

旧 I Cカードの 登 録 内 容	商号又は名称	
	取 得 者 氏 名	
	住 所	
変 更 の 内 容		
変 更 の 届 出 日	年 月 日	

※「変更の届出日」については、入札参加資格審査申請の共同受付先である（公財）三重県建設技術センターへ届け出た日を記入してください。

※本届出書の提出により、旧カードを使用する場合は、入札参加資格審査申請書の変更の届出を済ませていることが前提条件となります。

※旧カードの使用期限は、入札参加資格審査申請書の変更の届出日から2箇月間とし、期限を超えたときは効力を失うものとします。

※効力を失ったI Cカードを使用するなどの不正使用が確認された場合は、指名停止等の対象となりますのでご注意ください。

辞退届

年 月 日

（宛先）桑名市長

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

入札に参加しましたが、
下記案件について 指名を受けましたが、 次の理由により入札を辞退します。

記

公 告 番 号	
工 事（委 託）名	
工 事（委 託）場 所	
開 札 日	
理 由	

様式第3号（第17条関係）

入 札 書										
入 札 価 格				百万			千			円
工事（施工）場所	桑名市 地内									
工事名（目的名）										
入札保証金額										
くじ入力番号				（3桁の数字を記入してください。）						

上記金額で桑名市契約規則及び御指示の条件によって請負したいから入札します。

年 月 日

（宛先）桑名市長

住 所
入札者
氏 名 印

- (注) 1 この入札書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字は、アラビア数字を用いること。
- 2 金額の訂正は、認めない。

紙入札方式参加承認申請書

（宛先）桑名市長

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の電子入札案件について、桑名市電子入札システムによる参加ができないため、紙入札方式による参加を申請します。

記

公 告 番 号	第 号
工 事（ 委 託 ） 名	

（電子入札システムによる参加ができない理由）

上記案件の紙入札での参加を承認します。

年 月 日
桑名市長

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第17条関係)

様式第4号 (第17条関係)